

第1回議会活性化特別委員会 要旨

平成26年6月2日(月)
第4委員会室 10:45~11:41

1. 協議・報告事項

(1) 藤枝市議会基本条例の運用について

第15期で条例を制定された。運用方法などは、第16期に託されている。議員のメンバーも変わったので、詳細部分や規定を作らなければならないものなどがあるのかと思うので運用方法を協議願いたい。

- ・ **第10条第2号「反問」**については、15期でかなり議論をした部分である。「反問」についての認識、どこまでの反問を認めるかについては、「質問趣旨の確認までにとどめたらどうか」という意見があったが、「すべて認める」とした経緯があったことを報告しておく。
- ・ 実際に使ってみないと、という部分だと思う。全国の議長フォーラムでも栗山町が6回改訂したという話があった。運用していった中で不都合な点がでてくればより良いものにする。先進地視察で運用の仕方を見に行くのもいいかなと思う。
- ・ 基本条例は住民から議会への批判を受けて、全国の市議会が議会を活性化させようと、住民から評価されるようなものにしていきたいということから出発している。その中の「反問」は重要な柱である。これまでは執行部側はひたすら答えるだけだった。「反問」できなかつた。それを執行部側に権限を与えてもっと議論を活発させる必要があるんじゃないかという中で作られている。

この例のように、いちいち執行部が「反論させていただきたいと思います」と言っても、議長が「認めます」と言っているのは必要ないかと思う。執行部が必要だと思えばどんどん使ってくる。これに対して議員側は頭においてやるべき。施策を練り上げていくには発言は自由でなくてはならない。一方的に答弁だけをさせるというのはダメだと思う。実際執行部が使うかどうかだが。議会側がしっかり対応できるようにしなければならない。
- ・ やりながら運用方法や要綱など決めていけばいい。
- ・ **第10条第3号「文書質問」**はどんな時に使われるのか。運用方法の取り決めなど作った方がいい。
- ・ **第13条「自由討議」**についても目玉である。傍聴した市民が「ある議員が問題点をとり上げて執行部と議論するけども、あの時他の議員はなぜ黙っているのかな？はいと手を挙げて『私はこう考えるけどどうですか』と発言してもいいのでは？」と言っていた。

現在、議員間での自由討議がない。もっぱら執行部と議員との間のやりとりをしていて、他の議員が割って入ることがない。討論以外にない。議会を議会らしくするには議論を自由かつ達にやるべきだという考えで「自由討議」が出てきた。実際の活用は「反問」より難しいと思う。

視察先で、常任委員会で自由討議をやっているところがあった。委員会中

一議員と執行部とでやり取りしていて、途中で委員長が「この問題で自由討議を認めます」発言し、そこから他の委員も意見を言うという流れで行っている。本会議での自由討議は難しいと思うが、やれないことはないだろう。全協では、現在自由討議ができる形をとっているが、なかなか自由討議を行っていない。さしあたっては、全協でやっていけばいいが、ここで言っている「自由討議」というのは本会議、常任委員会などで議論することを条例で求めている。

(事務局)・第10条第4号の「資料の提供」について、「議会基本条例の規定による資料請求書(案)」を作らせていただいた。これについても検討課題に含んでいただきたい。

※第10条2号、3号、4号、第13条など正副委員長で整理して今後の委員会の中で取り決めや仕組み等を作っていく。

(2)先進地視察について

- ・希望視察先案件については、6月中に事務局へ提出する。
- ・視察時期については、10月14日～17日に予定。(議運の日程と調整して)

(3)その他

①議員個人のパソコンメールアドレスの公開について

- ・公開OKの議員のアドレスは、事務局で公開してよい。
- ・ホームページを持っている人がいるからOK。拒否する人もいるかも。
- ・現在も公開しているが、差出人を名乗らないメールには「返信をしない」。議会ホームページに公開するなら『必ず返信をするものではない』と明記してもらいたい。
- ・手紙では差出人がわからなければ返信出来ないが、メールでは相手のアドレスが解るので返信は出来る状況である。議員個人が差出人の解らない相手に対して返信するしないを判断しなくてはいけないので、全員のアドレスを公開するには一考したほうがよい。

※次回までに会派で検討願う。

②来藤される議会への対応について

- ・実際に視察に行った先で議員が複数人で対応してくれた。議員が対応してくれると、議員対議員での議論ができる。
例えば、議運の正副委員長や活性化の正副委員長など複数人で対応を考えてもいい。
- ・基本条例のパワーポイントも作る。

※活性化委員会が中心になって対応させていただく。正副委員長に一任。

- ・この委員会で議会のペーパーレス化(i pad)や通年議会などについて今後検討していく。